



4月は「春の農作業事故ゼロ運動月間」

農作業事故の未然防止と安全対策の徹底に取り組みましょう。



お問い合わせ先

経済課・各支所産業振興課
 末吉 ☎ 0986-76-8808
 大隅 ☎ 099-482-5950
 財部 ☎ 0986-72-0938

- 農業の機械化が進む一方で、農業機械による作業事故が後を絶たない状況が続いています。春の農繁期を迎え、植付け準備など何かと忙しい時期ですが、悲惨な事故を無くすためにも、次のことに注意し作業を行いましょう。
- ①くれぐれも「自分だけは大丈夫」と思わずに、ゆとりを持って、無理のない農作業を心がけましょう。
 - ②作業前に機械や作業場所の点検・整備を十分に行いましょう。
 - ③機械の積降ろしやほ場の出入り口付近では、段差や路肩に十分注意して、機械の転落・転倒事故を未然に防ぎましょう。
 - ④一般道路を走行する際は、低速走行や一時停止の励行に努めるとともに、他の車両からも分かりやすいように、必ず反射材等を付けましょう。
 - ⑤作業は明るいうちに複数人で行いましょう。やむを得ず一人で作業を行う場合は、出かける前には家族等へ、作業場所や帰る時間を一言告げてから出かけるとともに、緊急時の連絡手段（携帯電話など）を準備しましょう。



第6回 曾於市花房峡憩いの森 新緑ジョギング大会参加者募集



お問い合わせ先

経済課商工観光係
 ☎ 0986-76-8808
 FAX 0986-76-7285

恒例のジョギング大会を左記のとおり開催します。お友達、ご家族お揃いで、新緑美しい憩いの森を走ってみませんか！
 たくさんさんの参加をお待ちしております。

日時…平成24年5月13日(日)

午前8時30分 受付開始

午前9時30分 開会

会場…曾於市花房峡憩いの森

曾於市末吉町南之郷

一三九一一

種目…2km、3km、5km、8km

参加資格…健康な方なら誰でも

参加できますが、参加は一人一

種目です。

参加料…

大人 500円

中学生以下 300円

参加料には昼食(カレーライ

ス)代を含みます。

申し込み先…

曾於市役所経済課

☎ 0986-76-8808

※申込用紙は右記の箇所と大

隅・財部各支所産業振興課等

にあります。

※申込の際は、必ず誓約書に押

印をお願いします。

申込締め切り…4月27日(金)

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンが平成 25 年 3 月 31 日まで無料で接種できます。



お問い合わせ先
曾於市役所・保健課
末吉 ☎ 0986-76-8806

今回の3ワクチンは、接種を希望する人と医師との相談によって判断し行われる予防接種（任意接種）で、予防接種法に定められている予防接種には該当しません。接種したことにより重篤な健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済ではなく、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法等での救済になります。

種 類	ヒブワクチン	小児用肺炎球菌ワクチン	子宮頸がん予防ワクチン
対 象 者	生後2か月～3歳未満の乳幼児	生後2か月～3歳未満の乳幼児	中学校2年生～高校1年生相当の女子
接種間隔	4週間～8週間間隔で3回、1年後1回	4週間～8週間間隔で3回、1年後1回	初回、1～2か月後2回目、6か月後3回目
効 果	髄膜炎、肺炎、中耳炎などの感染予防	肺炎、髄膜炎、中耳炎などの感染予防	子宮頸がん発生予防
接種場所	曾於市並びに曾於郡内の指定医療機関	曾於市並びに曾於郡内の指定医療機関	曾於市並びに曾於郡内の指定医療機関
持参するもの	母子健康手帳 ※予診票は病院にあります。	母子健康手帳 ※予診票は病院にあります。	保険証・学生証等 ※予診票は病院にあります。
料 金	無料	無料	無料
委託期間	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日

対象者は、早めの接種をお願いします。



曾於市観光協会ホームページをリニューアルしました!



お問い合わせ先
曾於市観光協会事務局（市役所経済課内）
☎ 0986-76-8808
曾於市観光協会 <http://soo-navi.jp>
憩いの森キャンプ場 <http://soo-ikoinomori.jp>
大川原キャンプ場 <http://soo-ookawara.jp>

曾於市観光協会では、これまでのホームページをリニューアルして、新たにホームページを開設しました。

ホームページでは、曾於市の観光情報をはじめ、弥五郎どん祭りや流鏑馬、鬼追いなどの伝統行事、市内の飲食店マップに掲載されている店舗の紹介、観光協会会員の皆さんを紹介するページなど盛りだくさんの内容です。また、花房峡憩いの森、大川原峡キャンプ場のホームページも新たに開設しました。曾於市の観光に関する情報、キャンプ場の情報がわかりやすく、見やすい内容になりましたので、皆さんぜひご覧ください。

今後、曾於市観光協会に加入していただくと、特典として、ホームページでの紹介などもあります。会員は随時募集いたしますので、お問い合わせ、詳細につきましては、観光協会事務局（市役所経済課商工観光係内）までご連絡ください。

日	月	火	水	木	金	土
4/1	2	3	4	5	6	7
8	9 ひろば	10	11	12 ひろば	13 親子	14
15	16 ひろば	17 講座	18	19 ひろば	20 親子	21
22	23	24 ひろば	25 ひろば	26	27 親子	28
29	30					

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前 10 時～午後 3 時（月曜日～金曜日）

育児相談：午前 9 時～午後 4 時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び

- 会場：子育て支援センター
午前 10 時～ 11 時 30 分

子育てひろば

- 会場：末吉総合センター
- 会場：財部保健福祉センター
午前 10 時～ 11 時 30 分

育児講座

- 会場：末吉総合センター（17 日）
午前 10 時～ 11 時 30 分

子育てふれあいひろば

25 日の子育てひろばは末吉総合体育館で開催

お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター

大隅 ☎ 099-482-6125（直通）

子育て携帯サイトすまいるキッズ

<http://www.smile-kids.jp/sooshi>



育児講座

17 日は末吉総合センターで、OKJ インストラクターの田鍋いずみさんを講師に招き、「ベビーピクス」を開催します。「お母さんが元気なら赤ちゃんも元気！お母さんが笑顔なら赤ちゃんも笑顔！」です。1 歳未満児までのお子さんを待つ親子が対象ですので、当日は動きやすい服装で、バスタオルや飲み物をご持参いただき、親子で一緒にふれあいながら楽しみませんか。

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
4 月 12 日 (木)	午前 10 時～ 午後 3 時	末吉支所 1 階会議室

鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。日程・場所は上記のとおりです。相談は無料ですが、予約が必要です。

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課または支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934



国民年金保険料額が変わります
平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの保険料は、月額 40 円引き下げされ、月額 14,980 円となります。4 月末までに 1 年分を現金で前納されると年額 3,190 円の割引があります。保険料は、納付書以外でも、口座振替やクレジットカードでも納付できます。ご利用下さい。

「学生納付特例制度」で存じですか？
20 歳になつたら、学生でも国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に収入がなく、保険料を納めるのは困難です。そこで設けられたのが「学生納付特例制度」です。申請して承認されると、その期間中の国民年金の保険料納付が猶予されます。

承認期間は平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月です。また、年度ごとに申請が必要です。前年度に引き続き学生納付特例を受けられる方は、再申請の用紙を郵送するか、市役所で申請してください。

なお学校が変わった場合は、改めて申請が必要となります。**手続き先**…市役所国民年金係 **必要なもの**…印鑑・年金手帳、学生証の写し又は在学証明書

～お願い～

自治会ごみ収集所は、自治会の方々が大変苦勞して管理されています。ごみを出す人、一人ひとりがマナーを守り、自分たちの自治会ごみ収集所をきれいにしましょう。

分別方法は、冊子「ごみ分別の手引き」に載っています。この冊子をお持ちでない方は、各支所環境係に準備してあります。



5月ゴールデン・ウィークの自治会ごみ収集所の収集業務について

(通常どおり収集します。)



お問い合わせ先

本庁(末吉)市民課 環境係 ☎ 0986-76-8805
 大隅支所地域振興課 環境係 ☎ 099-482-5923
 財部支所地域振興課 環境係 ☎ 0986-72-0934

ゴールデン・ウィークの収集業務について

ゴールデン・ウィーク期間中の自治会ごみ収集所は、通常どおり収集を行います。
 ごみ収集は、年間を通じて自治会ごみ収集所ごとに収集する曜日と収集するごみの種類を決めています。

ごみは名前を書いて朝8時まで
 最近ごみの分別が悪くなっているようです。

自治会ごみ収集所にごみを出すときは、**決められた分別方法を守って、指定ごみ袋に入れてください。**

ごみ袋には、名前を必ず書いて、収集日朝8時までに出してください。時間を過ぎると収集に間に合わない場合がありますので時間を守りましょう。

指定ごみ袋の購入

曾於市の指定ごみ袋は、市内の各商店で販売していますので、お買い求めください。
 ごみ袋は、燃やせるごみが黄色、燃やせないごみが赤色、資源ごみが透明です。

曾於市クリーンセンター ゴールデンウィーク業務日程表

年	平成24年											
月	4月				5月							
日	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
業務内容	通常業務	休業	休業	通常業務	通常業務	通常業務	休業	休業	通常業務	通常業務	通常業務	通常業務

5月ゴールデン・ウィークの曾於市クリーンセンター業務について



お問い合わせ先

曾於市クリーンセンター ☎ 0986-76-6766
 本庁(末吉)市民課 環境係 ☎ 0986-76-8805
 大隅支所地域振興課 環境係 ☎ 099-482-5923
 財部支所地域振興課 環境係 ☎ 0986-72-0934

ゴールデン・ウィークの業務について

曾於市クリーンセンターは、4月29日(日)・30日(月)、5月3日(木)から6日(日)は業務を休止いたします。

5月1日(火)・2日(水)は、通常どおりの業務となります。

クリーンセンターへの搬入時間

- ①月曜日～土曜日
午前8時30分～午後4時30分
- ②第3日曜日
午前9時～午後4時
- ③第3日曜日を除く日曜日と祝日は休みです。

50kg以上は処理料がかかります
 個人の方が一回の計量で50kgを超えるると超過分に対し1kgあたり5円の処理料がかかります。処理料は現金でお支払いください。

ごみの分別はしっかりと

搬入したごみの分別が悪い時はお持ち帰りいただく場合があります。ごみは決められたとおりに分別して、曾於市指定ごみ袋に入れてください。

※みんなのまちをきれいにしましょう。

※家庭ごみの焼却・不法投棄は、法律で禁止されています。



曾於市下水道浄化センター

公共下水道の供用区域が拡大

さらに広がり供用開始面積は 192 畝に！



お問い合わせ先

水道課

末吉 ☎ 0986-76-8812

下水道への早期接続を！

曾於市末吉地区では、住み良い快適な環境で生活を送れるよう、公共下水道の整備を進めています。昨年までに供用開始した区域 159 畝の接続率は、今年 3 月末で約 62.0% となっております。おり生活排水の改善が大きく図られています。

今年の 3 月 31 日から、下水道を使用できる区域がさらに広がり 192 畝となりました。新たに使用できるようになった区域は、菅渡・菅渡東・菅渡中・法楽寺・東法楽寺・中法楽寺・掛上などの一部です。（下記図面参照）

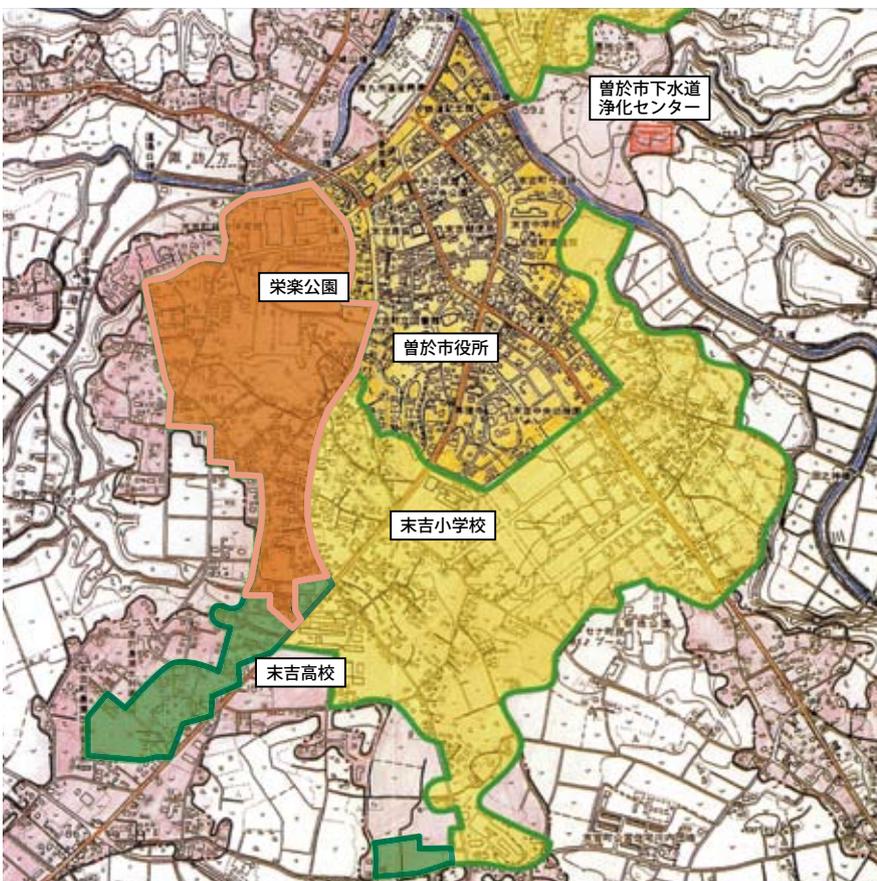
供用開始となった区域内にある建物は、下水道への早期接続をお願いします。接続工事には「曾於市排水設備工事指定店」が行いますので、早めにお申し込みください。

また、排水設備工事に要する費用の一部を補助する制度（左下表）がありますので、ぜひご利用下さい。

排水設備工事費の助成率・限度額

排水工事実施年	1年以内	2年以内	3年以内
助成率	30%以内	20%以内	15%以内
助成限度額	8万円	6万円	4万円

※供用開始の時点で、住宅をお持ちの方を対象に排水設備工事費の一部を補助する制度です。補助を受けるためには、**受益者負担金を納めていただくことが条件になります。**



公共下水道図面凡例

- 曾於市公共下水道計画区域
- 既供用開始区域
- 新たに供用開始となった区域
- 未供用区域

後期高齢者医療制度

◎平成 24 年度から被保険者の方が負担する保険料率が変わります。 についてのお知らせです。

後期高齢者医療では、被保険者の方々の医療費の動向等を踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。

現在、被保険者一人当たりの医療給付費は年々増加しており、高齢化の進展とともに、今後も増えることが見込まれています。

保険料は、被保険者一人ひとりが安心して医療機関を受診できる、いわば「命・健康を支える大切な財源」です。

そのため、平成 24 年度及び平成 25 年度の保険料率を改定することになりましたので、ご理解をよろしくお願いいたします。

年間保険料
(限度額 55 万円)

=

均等割額
48,500 円

+

所得割額
(前年 1 月～12 月の所得額 - 33 万円) × 9.05%
(基礎控除)

●主な変更点 年額 (軽減される世帯があります)

○均等割額

○所得割額に係る保険料率

○年間保険料限度額

変更前 → 変更後
45,900 円 → 48,500 円

変更前 → 変更後
8.63% → 9.05%

変更前 → 変更後
50 万円 → 55 万円

●世帯内の「被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額に応じて均等割額が軽減されます。 ※1

世帯内の被保険者と世帯主の所得合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
33 万円以下で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (他の所得がない)	9 割軽減	4,800 円
33 万円以下 (上記以外)	8.5 割軽減	7,200 円
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下	5 割軽減	24,200 円
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数) 以下	2 割軽減	38,800 円

※1 65 歳以上の方の公的年金等に係る所得の計算例：

年金収入 165 万円 - 120 万円 [公的年金等控除] - 15 万 [特別控除] = 30 万円

均等割の算定所得は 30 万円なので、8.5 割軽減

●被保険者本人の所得金額に応じて所得割額が軽減されます。

本人所得	軽減割合	軽減後の所得割率
91 万円以下	5 割軽減	9.05% × 0.5

●加入する直前まで、ご家族のお勤め先の健康保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます。

均等割額	所得割額	軽減後の年間保険料額
9 割軽減	なし	4,800 円

【お問い合わせ先】 曾於市役所 保健課 国民健康保険係

☎ 0986-76-8806 (直通)

☎ 0986-76-1111 (内線 1117)

または、鹿児島県後期高齢者医療広域連合

☎ 099-206-1329 (保険料関係)

☎ 099-206-1397 (代表電話)

平成24年度総合健診のお知らせ

平成24年度総合健診を下記の日程で実施いたしますので、受診票が届いている方は必ず受診をお願いします。会場の変更によって、問診票の交換が必要な場合があります。

日 程	受付時間	会 場
平成24年4月3日(火) ～4月14日(土)	午前7時00分～ 午前9時00分	末吉総合体育館
平成24年4月16日(月) ～4月23日(月)	午前7時00分～ 午前9時00分	大隅やごろう 伝説の里
平成24年4月26日(木) ～5月2日(水)	午前7時00分～ 午前9時00分	財部保健福祉 センター

健(検)診の種類	対象者	健(検)診料
特定健診	40歳～74歳の国保被保険者・ 40歳以上の生活保護受給者・ 75歳以上	800円 市民税非課税世帯・生活保護 世帯並びに65歳以上は無料
肺がん検診(X線)	40歳以上	100円 市民税非課税世帯は無料
肺がん検診(CT)	40歳～74歳の偶数年齢	2,500円
胃がん検診	40歳～79歳	1,000円 市民税非課税世帯は無料
大腸がん検診	40歳以上	300円 市民税非課税世帯は無料 無料クーポン券が送付された人は無料
腹部超音波検診	40歳以上	1,900円
前立腺検診	50歳以上の男性	800円
肝炎ウイルス検診	40歳・45歳・50歳・55歳・ 60歳・65歳・70歳の人	無料

※いずれの健(検)診も受診日に曾於市に住所のある方が対象となります。

【お問い合わせ先】 保健課 ☎76-8806 (保健師まで)

住宅の新築・購入、おめでとうございます！

住宅取得祝金等支給制度について

曾於市では、人口減少に歯止めをかけるため、また、市内商工業の活性化を図るために、住宅取得祝金等支給制度を始めました。**住宅を取得された方で、対象者となる方は、申請をしてください。**

お問い合わせ先

末吉本庁 企画課 まちづくり推進係 TEL 0986-76-8802
 大隅支所 地域振興課 地域振興係 TEL 099-482-5921
 財部支所 地域振興課 地域振興係 TEL 0986-72-0931

1. 制度の目的	曾於市では、定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝として現金と市商工会が発行する商品券を支給いたします。商品券で支給することにより、市内経済の活性化を図ることも目的としています。
2. 対象者	・平成23年4月1日以降、市内に居住するため住宅を新築または購入した方。 ※4. 注意点（対象外等）を参照してください。
3. 支給の金品等	(基本の祝金等) 1. 市内業者による新築 商品券 10万円分+現金 10万円=計 20万円分 2. 市外業者による新築 商品券 5万円分+現金 5万円=計 10万円分 3. 未入居の建売住宅購入 商品券 5万円分+現金 5万円=計 10万円分 4. 上記以外の中古住宅購入 商品券 2万5千円分+現金 2万5千円=計 5万円分 (転入者加算) 5. 上記1～4の対象者で、転入して1年以内の方に対して、商品券 5万円分+現金 5万円=計 10万円分を加算。 ※注) 本市から他の市町村へ転出し、転出後3年以内の再転入は対象外とする。
4. 注意点 (対象外等)	1. 新築・購入の日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付を基準とします。 2. 新築・購入の日以後1年以内に申請してください。 3. 転入日以後1年経過してからの住宅取得は、転入者加算の対象外とします。 4. 市の定住促進住宅用分譲地への新築は、対象外とします。 5. 市税等の滞納者は、対象外とします。 6. 住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金との併用申請は、認められません。 7. 中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。



**住宅の建築やお買い物は
市内のお店で！
みんなの力で、
ますます住みよいまちに！**

左は2月21日に行われた住宅取得祝金等交付式の写真